

地方財政に関する諸課題への対応について

少子・高齢化対策や地域経済の活性化、住民の安全・安心の確保など、増大する地方自治体の役割に関し、地域の実情を踏まえながら的確に対応していくためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠である。

平成23年度においては、「財政運営戦略」で示された「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額については、平成23年度から平成25年度において、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」との方針の下、地方交付税総額について17.4兆円（対前年度比0.5兆円の増）を確保するとともに、地方一般財源総額については59.5兆円（対前年度比0.1兆円の増）が確保された。

しかし、一般行政経費（単独）は前年度並みとされ、また、投資的経費（単独）は削減されるなど、地方独自の歳出は抑制されており、地方の社会保障関係経費の増嵩などに対応するために最低限必要となる財源が確保されたにすぎない。

また、今後、産業空洞化等による税収の低下が懸念され、地方自治体の財政状況は、さらに悪化する可能性もある。

そうした中、地方自治体は職員数の削減など、これまで行財政改革を断行し、国を大幅に上回る歳出削減努力を重ねてプライマリー・バランスの改善に努めてきたところであるが、今後とも歳出の重点化を図るなど、財政体質の健全化に積極的に取り組んでいく覚悟である。

政府においては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を十分に踏まえ、地方財政に関する諸課題について適切に対応するよう求める。

1 地方一般財源総額の確保

社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、実質的に平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保すること。

特に、地方交付税については、本来の役割である財政調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保すること。その際、地方交付税の予見可能性を向上させるため、その総額を特例措置ではなく、交付税率の引き上げによって確保すること。

また、東日本大震災の復興事業に関する財源は、地方財政計画において通常の歳入歳出とは別枠で整理し、被災団体以外の地方自治体に影響を及ぼさないようにすること。

2 社会保障と税の一体改革

社会保障と税の一体改革にあたっては、社会保障四経費に限らず、障害福祉サービス等を含めた社会保障制度の全体像をまずは提示した上で、その安定財源の確保や消費税の引き上げ分に関する地方配分等については、「国と地方の協議の場」などにおいて議論を進めること。

その際、地方単独事業にはサービス給付に必要な人件費のほか、乳幼児医療費助成など、住民の声を踏まえて地方が率先して取り組んだ結果、現在では全国的に展開されるに至っている事業も含めること。

また、子ども・子育て新システムに係る具体的な制度設計の検討にあたっては、これが将来の地方の財政負担に直結するものであることから、地方の意見等を十分に踏まえるとともに、地方財政制度の中で十分な財源を確保すること。特に、子どものための現金給付及びサービス給付については、国と地方の役割分担や経費負担のあり方を含め、幅広く検討すること。

3 地方自治体が行う全国的な緊急防災・減災事業の取扱い

現在、国においては、「受益と負担の関係」が地方税の最も根幹的な原則であることを念頭に、全国の地方自治体で実施が予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分については、地方税の増税により対応する方向で検討されている。

今後、緊急防災・減災事業の具体的な内容を明らかにするとともに、国と地方の役割を明確にした上で、地方財政計画において、歳入に見合う歳出を別枠として計上するなど、地方税の増税が地方交付税総額の削減につながることをしないよう措置すること。

4 地方公務員給与の在り方

国家公務員の協約締結権を付与する内容を含んだ「国家公務員制度改革関連4法案」と併せ、国の厳しい財政状況と東日本大震災からの復興に対処するための給与減額支給措置を規定する「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」が本年6月に国会提出されていることから、本年の人事院勧告の実施は見送られることになった。

他方、地方公務員給与については、地方公務員法の趣旨に沿って、それぞれの地方自治体が人事委員会勧告を踏まえ、条例で自主的に決定する仕組みとなっている。また、地方自治体は、国に先んじて、職員定員の削減や独自の給与削減措置などに取り組んできたところである。

これらのことを踏まえ、国の財源確保のための国家公務員の給与減額措置に準ずる形での地方公務員の給与引き下げを前提とした地方交付税や義務教育費国庫負担金の削減等は、行わないこと。

5 自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）の在り方

現在、継続車検のための納税確認や自動車の所有者変更手続きなど、OSSにおける新サービスの導入が検討されているが、車体課税の見直しや「社会保障と税に関わる番号制度」の動向に留意の上、地方に二重の負担が生じないようにするとともに、今後のOSSの在り方の検討にあたっては、サービス利用者の声や個々の都道府県の意向等を十分に踏まえること。

平成23年11月

九州地方知事会

会長 大分県知事 広瀬 勝貞